

平成 1 9 年第 3 回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 平成19年 7 月23日
- ・ 開 会 平成19年 7 月23日
- ・ 閉 会 平成19年 7 月23日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
副町	長	副町長
総合支所	長	総務課長
財政課	長	建設課長
福祉課	長	福祉課長補佐
保健医療係	長	総務係長
教育	長	生涯学習課長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時10分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第3回大空町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、9番、深川昇議員及び10番、平田一行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査報告をいたします。
本日臨時会を開くに当たり、本日午前9時より大空町東藻琴総合支所委員会室において議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が9件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断をいたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

町広報担当者から、写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第44号

◇議 長 日程第4、議案第44号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号

◇議 長 日程第5、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４５号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４５号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第４６号ないし日程第７ 議案第４７号

◇議 長 日程第６、議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び、日程第７ 議案第４７号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 合田教育委員会委員長。

◇教育委員会委員長 （提案理由説明）

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 （提案理由説明）

◇議 長 鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習長 （提案理由説明）

◇議 長 これから議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

◇議 長 ただいま森田議員から休憩を取ってほしいというこのなのですけれども、賛成の方おられますか。

(「はい」の声あり)

◇議 長 この動議は１人以上の賛成者がありますので成立いたしました。
休憩動議を議題として採決します。その採決は起立によって行いたいと思います。
この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◇議 長 賛成多数です。
したがって動議は可決されました。しばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１１時１０分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第６、議案第４６号の質疑を行います。これから質疑を受けたいと思います。
質疑ありませんか。
５番 森田暢明議員。

◇森田議員 ４６号の議案が説明されたところであります。町長にお聞きしたいわけですが、このたび職員のいわゆる過年度の予算についてそれが執行されなかった。また、それを管理監督する教育委員会の、いわゆる教育長そして課長、課長補佐、係長がそれを事前に年度内に処理をさせる命令を出せなかったということだったのかなというふうに思います。この種の事柄については、もう二度とないだろうというふうに私は期待をしたいし、またこのようなことで議会が開かれることがないようにしてもらいたいというふうに思っているわけであります。まあ、起きてしまったこと、そして行政が住民に多大な迷惑をかけたということについては、先にお知らせ版の中に町長のおわびが載っていたところでありますが、今後このようなことが起きないことを私は期待いたすわけでありますけれども、また今回の町長と副町長の１カ月の減給処分をしたと、その根拠をお聞かせ願いたいということであります。今後のあつてはならないことですが、今後もないとは思っていますけれども、どのような思いでこの自分みずから減給処分のご提案をされたのか、そのことも含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、先におわびを申し上げましたように今回のことを二度と繰り返さないようにということで、幹部職員に訓示をいたしたり、また全職員を集めて訓示をするというようなことをやってまいりました。今回のことについては職務怠慢というよう

なことではありますけれども、私はそれ以上に組織としてそれを検査、検証できなかったということに、非常に大きな責任があると、そんなふうに考えております。実際には、この内容が最初に私のところに報告をされましたのは6月の26日でありました。その後、詳細な内容について調査をするようにということで、指示を出し、そして今回ご報告をさせていただいた内容の報告を6月の29日に受けました。その段階において、私はその金額の大きさ、またそれをこのように放置してきた組織としてのあり方ということについて、私自身にも大きな責任があると、そのように考えたわけであります。その時点で私として今回町民の皆様におわびを申し上げ、そして新しくスタートしたばかりの大空町の職員が一丸となって、町民の皆さんに仕事をさせていただくということは、みずからをもって厳しくしなければならないと、そんなふうに判断をしたところであります。具体的なその内容について、その量的なものが何か根拠があるかということについては、具体的なものは正直言ってございません。ただ私としてですね、その減給を行うということ、まず一つ大きな意味があるのではないかと、そんなふうに考えたところであります。だから私自身は各町村の事例を照らし合わせて、どうのこうのということではなくてですね、こういう議会の場で、私がまた謝罪をしながら町民にしっかりと説明責任を果たしていく時に、そういった自分に科していかなければならないものということで、判断をしたということであります。ただ、副町長につきましては諮問をする委員会がございますので、その中において、ご議論をいただいた中で、その考え方が整理されたと、その答申を受けて今回ご提案をさせていただいたという内容になってございます。私として、今回の反省を含めて、職員のその意識というものをどのように広く持たせていくかということを考えておりますし、また仕組みとして、組織を今後どのような形にしていっていいのかということで、課題も預けられたと、そんなふうに思っておりますので、そういう視点で今後再発防止にむけて努力をしてまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

以上申し上げましてご答弁とさせていただきたいと思います。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。

7番 坂本一光議員。

◇坂本議員 お伺いしたいことなのですが、今回条例改正についての提案がされております。それに関連して、一般会計の補正予算案というところにも関係してくるところでもあります。各マスコミ、それからお知らせ号にも、もうすでにこの処分の発表がされたところであります。それにつきまして、予算補正というもの、これはあくまでも議会で決定されたのち執行されるべき内容、すでに発表してしまったという手続上の問題なのですが、それについてどのようにお考えであったのかお伺いしたいと思います。

◇議 長 濱名副町長。

◇副 町 長 すでに発表された内容について、予算が既に今回も提案なされておりますけ

れども、今回の提案の中身につきましては、特別職の減給に属するものと判断をして
ございます。発表が先か、手続上の予算の問題かというご質問かと思いますが、
これはやはり一連のものとして、予算それから条例の一部改正とあわせて今臨時会に
提案させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

◇議 長 7 番 坂本一光議員。

◇坂本議員 議会というところの性格として、提案されたものはすべて通るというよう
なことは通常ありえないわけであります。そんな中で、この条例にも金額的なものが記
されていますし、当然それに関する一般会計ということにも関連してきます。その中
で議会における役割、それぞれ役割分担の上で、こういう行政、組織が成り立ってい
るというように自分は考えていますので、その辺の手続上の省略した部分があったの
ではないかというように思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

◇議 長 濱名副町長。

◇副 町 長 決して、議会に対しまして今回のことに限らず、全て省略したということに
ついては、私は考えてございません。今回の内容につきましても、やはり提案する条
例関係と予算関係につきましても、一体的に提案をするという原則をもとに、今回予
算にかかわるものと、それから条例にかかわるものを提案させていただいたわけでご
ざいます。決して、議会にある各種委員会等について、先にそれを出してからそれを
省いたということでは、私はないと考えてございます。いずれにしても、今回の内容
につきましましてはいろいろな方が書いてございますけれども、従前の議会のやり方とし
て提案させていただいているので、ご理解をいただきたいと思えます。

◇議 長 7 番 坂本一光議員。

◇坂本議員 ちょっと質問の内容を変えさせていただきます。平成18年3月31日をも
って合併しております。それで、大空町になりましてから、この種の職員のミス、ま
たは報告事項の怠慢による案件が数件出ているように思われます。その中で、このあ
ったこと、この処分について、条例改正について、これはいいと思いますが関連して
申し上げたいのですが、町長のこれからの職員の管理のあり方について、いろいろと
考えを述べられておりましたが、一つ細かいことですが例にとってみますと、各職員
の机の上には、いらっしやいませ運動、おはようございます運動とかっていうことで
やっているのが現状なのですが、はたして、その小さな事ですら私はできていないの
ではないか、そんなように認識しております。ですから、この1年3カ月の間にそう
いったこと、小さいことの積み重ねがなっていなかったという結果が、こういった事
態につながったのではないかというふうに思うのですが、その辺、町長管理する立場
としての考えはいかがでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 いらっしゃいませ運動につきましては、旧女満別町時代から実施をしてきているところでございます。ともすれば、そういったことを日常業務の中で忘れがちになると、またこういうものをしっかりやっていると、自分たちの意識だけでなく、周りからもそういう目で見ただけということ、あえて、自分たちのやっている行動をオープンにするということで、ああいう立て札といいましょうか、そういうものもやっております。こういうものというのは、毎日毎日の積み重ねを持ってですね、しっかりと身につけていくものというふうに思っております。まだまだ十分でないというようなことにつきましては、町政懇談会の席などでもご指摘をいただいたところでもあります。一方では、窓口で十分対応してくれた職員がいたというようなお褒めの言葉をいただいた事例もありますけれども、すべてがそうになっていないのが現実であろうと思います。そういったものについては、これからも重ねて重ねて、そしてしっかりとした熟度を高めていくということをしていかなければならないと、そんなふうに思っております。またそういったことで、どのような職員管理をしていくかということでもありますけれども、先の訓示の中でも職員に申しましたし、また今日も予定しておりますので、その考え方を少しご披露申し上げますと、今までは、自分の仕事は自分の仕事というようなことで、意識づけされてきたのではないかと思います。しかし、今回のことも私は職員に申しましたのは、決して他人事ではなくて、今回のことは組織にかかわっている一人一人の責任だということで重く受け止めてほしいというようなことを申しました。そのことで、一つの失敗をさらに繰り返さない、さらに別なことを要望していくためにも、自分のことだけではなくて身のまわりに気を遣えるような、そんな職員でなければ、これからの時代は町民の皆さんに十分なサービスは提供していけない、そんなふうに私自身思って、そのことをこれもやはり、一回で十分伝わるということにはならないだろうと思いますので、いろんな機会を通じて重ねて重ねて職員に伝えていくと、そういうことをこれからも繰り返して実施をしていきたいというふうに考えてございます。なかなか十分なお答弁にはなりませんけれども、そのことを一番強く職員ともども感じてもらうためにも、今回のみずから処分ということも決断したところでございますので、そのことを持って職員にしっかりと伝えていきたいと思っております。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 7番 坂本一光議員。

◇坂本議員 決意を含めて説明していただきました。6月定例会の冒頭にも申し上げましたけれども、住民、それから議会、それから役場、それぞれの職場で十分なその役割分担を認識しながらこれから進めていかなければならない。そういった時期でもあります。いろいろこれから住民にも協力してもらうことが、増えてくる時代ではなかろうかと思えますし、私ども議会もそれなりの役割分担をしっかりと、その責務を担うという心構えで進んでいきたいと思っております。それを職員一人一人が十分認識しながらやっていただきたい。町長の答弁の中にもありましたけれども、他の課であったからとか、それぞれ人ごとのようなとらえ方の連続でもあったのかな。そのようなことも考えますので改めてそれなりの決意をお伺いいたしまして終わりにしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 どうもありがとうございます。確かに役割分担ということが言われます。これは国や都道府県、市町村の役割分担もありますし、地域の中において議会活動や行政の活動、地域の住民の方の活動の中で、いろいろその役割分担をしながら町づくりをしていこう、そういう気運が非常にここ数年高まってきております。そういった中で、ことしの3月の議会においても執政方針の中でふれさせていただきましたけれども、地域における担当者というものを設定して、地域の中に飛び込んでいって一緒に活動するというのを考えてございます。そういった中で、住民の方々の協力をいただきましたきながら、また住民の方々の目線と同じ中でですね、仕事をするという訓練もさせていただきたい。そんなふうに思っております。そういうことを繰り返しながら、皆様方にご指導いただきながら、そして今回のような失態を繰り返すことのないよう、これから職員一丸となってまた努力をしていきたいと思っておりますので、その都度都度またご指導いただきますよう、お願いを申し上げます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。

12番 小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ同僚議員から質疑がありました。私は違った観点から、非常に初歩的なことからちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。町長はみずからに処分を科したわけであります。大空町職員懲戒審査委員会規則にのっとってそれが行われたのか、条例は大空町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例もございます。実際には懲戒審査委員会はどのように開かれたか、いつ開かれて、どの部分について内容的に秘密会を宣言しているという規定もありますけれども、わかる範囲内で、答えられる範囲内でちょっとお答え願いたいと思っております。というのは、同僚議員の方からもご指摘ありましたように、この種のことについてみずから処分を科するのに、条例上の減給は1日以上6カ月以下の期間、給料は月額の10分の1か1以下と、こうなっているわけです。私ども議員にファクスで送られた中身を見ますと、町長は1カ月10％減給、提案されている中身でありますし、副町長についても1カ月5％と、これは軽いのか重いのか、問題を起こした職員は停職1カ月及び主査から係への降任というふうに聞いておりますし、その他のバランスの関係上、どのように判断されたのか、しかるべく懲戒審査にきちっとお諮りになったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

◇議 長 渡邊総務課長。

◇総務課長 大空町職員の懲戒処分等審査委員会の開催についてのご質問について、お答えを申し上げたいというように思っております。この会につきましては、審査会の規則に基づきまして大空町独自に設置をしているものでございますけれども、教育委員会から今回の不祥事に伴います職員の懲戒処分についての意見を求めたいということ

で、町長に対しまして依頼があったところでございます。それを受けまして、副町長を委員長といたします懲戒処分等審査委員会を7月の4日の日に開催をしたところでございます。また、その審査の内容につきましては、国が示しております懲戒処分の指針というものを参考に、委員会におきまして厳正なる審査を実施したということでございます。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 聞き間違いでなければ確認をしたいのでありますけれども、懲戒処分等審査委員会は7月4日に開いたと、これは副町長を委員長としてやったと。ところが副町長は処分の対象者ですよね。対象者が委員長になってやったのですか。それをちょっとお尋ねします。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 一般職にかかりますその懲戒処分につきましては、ただいまご説明申し上げました職員の懲戒処分等審査委員会により審査をしたということでございますけれども、副町長につきましては、地方自治法の施行規程に定められました大空町職員懲戒審査委員会、非常に名称が似ているのですけれども、昨年6月の議会において、審査委員会の委員の選任の同意をいただきました委員3名により、副町長を審査対象とした審査委員会を7月6日に別途開催しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 今ようやく、もちろん審査会は2つあるということは当然知っておりましたけれども。というと4日の一般職員の処分を経た後に6日にやったと、こういうことになるわけですね。しかも、議会の同意を得たその施行規程による審査会の長は、我々も当然知っているわけですが、そこでは副町長のみの処分を行ったと。こういうことで間違いはないですか。確認します。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 先ほどの職員の懲戒処分等審査委員会の審査の結果については、答申という形で教育委員会の方に審査会の意見をご報告をしているところでございます。また、懲戒審査委員会につきましては、副町長2名に対する処分についての意見、答申をいただいたという内容となっております。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 何が言いたいかというところで、お互いに身内で処分を決めたという印象を免れないと、町民から思われたら困ると、私は思っているから申し上げるのですけ

ど、この際、そうすると公的な施行規程に基づく懲戒審査委員会では副町長の処分だけを決めて、内輪である副町長を頭とする一般職員向けの審査会の中で、町長の処分を決めたのですか。もう一回確認します。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 町長におきます審査会というのはございませんので、町長については、みずから判断をしてという内容となつてございます。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 そういうことであればわかりましたけれども、何を言いたいかというですね、懲戒審査のあり方、このことについて直接関連がありますのでもう一度お尋ねしておきたいのですが、担当職員の停職1カ月及び主査から係員への降任、これが重いか軽いかは評価が分かれる。ものの見方によって違うとは思いますが、この審査にかかわって、本人が出席をして自分の意見を述べる機会があったのでしょうか。確認いたします。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 今回対象となりました職員、個々の弁明の機会については設けてございます。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 私は、これは総合的に判断しなければいけない問題だと思って、実はいるのでありますけれども、懲戒審査が妥当なのか、あるいは分限による処分が妥当なのかということについての内部検討はされたのかどうか。というのは、これは町長の減給処分にかかわる問題で関連して申し上げるのですが、本人の職員のことについて深く追求したくはありませんが、そこにかかわってきますので、その辺の整理はどうされているのでしょうか。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 処分につきましては懲戒処分、分限処分というものがございまして、分限処分と懲戒処分の違いについて申し上げさせていただきますと、分限については、職務を果たせなくなった職員がいる場合に、公務の能率的な運営を確保するための処分、休職や降任、降級と、あるいは免職といったものがございまして、それに対しまして、懲戒処分につきましては、公務の能率的な運営に加え、職場の規律、秩序維持の観点のために職員の行為を理由として道義的非難を科す処分で制裁的な意味があると、大きく2つ区分されているところであります。今回の事案に関しましては、それぞれ該当するものであるという判断で、総合的に勘案した中でご意見としての報告を教育委員会にしたところでございます。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 よくわかりました。いろんな意見もありますけれども質疑ですので、最後に町長さん大変苦しい立場かと思えますけれども、先ほど同僚議員からもありましたけれども現在の処分、自分に科した処分も含めて、副町長の処分も含めて今後の再発防止とかけて妥当であるかどうか、もう一度お伺いさせていただいて私は質疑を終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 一般職、特別職のうち副町長については、先ほど言った委員会等の答申を受けまして、私として教育委員会に報告をしたり、また決定をして今回の議案の運びとなったわけでありまして、また、みずからの部分につきましては、これは私自身が判断をした内容ということでもあります。これについても、いろんな見方というものがあるかと思えますけれども、過去の私自身が承知しているいろんな事例の中で、自らこういうものを提案するというのは非常に重いものがあるというふうに考えてございます。そういった中で、今回の内容について決断をさせていただいたところでもあります。しかし、これらを軽いとみるか重いとみるかというのは、私はこの場の限りのことではなくて、今後どのようにこういったものの再発防止に取り組んでいくかということと連動しているのではないかと、そんなふうにも思っております。そういった中で、今回の私自身の処分がどうであったかというのは、今後の私自身のその行動といたしましうか、とっていくことも含めて、皆様にご判断を最終的にいただけるものと、そんなふうに自分自身に言い聞かせております。そういった中で、これを契機にまた一層努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと、またご指導を賜りたいと、そんなふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。
15番 榎原達也議員。

◇榎原議員 この事件に関しまして、新聞報道によりますと以前にも何かこういうことを、こういうことってどういうことかわかりませんが、何かあったということで報道されておりました。そしてどういうふうに処分されたかちょっとお聞きしたいのです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分
再開 午前11時44分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
八重樫副町長。

◇副 町 長 旧東藻琴村時代でございまして、18年の3月22日に特別会計の関係の消費税の未納がございまして、訓告処分を行ってございます。

◇議 長 15番 樫原議員。

◇樫原議員 消費税の訓告処分と。消費税をどのようにしたのかちょっと...

◇議 長 副町長。

◇副 町 長 9月末の納期限であったものが遅延してございまして、最終的には3月末に納入したということでございます。

◇議 長 15番 樫原議員。

◇樫原議員 最初の説明の時にも提案説明の時にも、町長さんは今後徹底した防止策をしたいと説明がありました。支払業務ではなく、業務全般的にも見直したいというような趣旨の発言をしておりました。その防止策というのは、具体的にどういうふうな防止策をしていくのか、やっているのかお聞きいたします。

◇議 長 副町長。

◇副 町 長 最初に町長が申しました防止策、これにつきましては、今ここでどのようなチェック体制があるのかというのは、事細かなことになりますので省略いたしますが、いずれにいたしましても、一人でやっていることについては、やはり一人で行う限界というものもございましょうし、組織の中で、お互いが補完をしようような方法論というのをとっていかなければならないという考え方でございます。それぞれの役割分担があって、今はどちらかというとな人の人間が全部、最終支払いまで行うというようなことがございますけれども、その前段には、やはり購入の時の起票の問題から発生するわけでございまして、それらの順序立てといいますか、それらについて一人ではなくて、やはりその課、その中で常に補完してやるというような体制が必要かと思えます。そのようなことで、チェックの構図というものを改めて再構築してまいりたいと考えておりますので、今後そのような未払い、遅延等につきましても、それは組織の中でお互いが補完をしようということで進めてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 15番 樫原議員。

◇樫原議員 何か一人で大変な仕事をたくさん持っていて、支払いも大変だというふうに

聞こえたのですけれども、そういう仕事をやることで高い給料を貰っているのだよね。大体、地方公共団体というのは、不動産業の免許を持っていないのだけど、不動産業の仕事をやるのですよね。それはやはり職務怠慢をしないとか、嘘をつかないとか、そういう性善説でちゃんと免許証はないのだけれども、そういう仕事をやっていいですよと、国から与えられているのですよね。もう、本当にこういう一人のおかげで、善良なる一生懸命やっている百数十人の方が本当に迷惑しているのではないかと思います。その辺の考え方はどうでしょうか。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいまのご質問と言いますか、内容等については、私どもとしましては返す言葉もないわけでございますけれども、今後これらの発生をいかに抑制していくのかということにつきましても、やはり我々内部で検討することはもちろんですが、個々の技量等もそれぞれあるわけございまして、それらを把握しながら、今後の再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 15番 榎原議員。

◇榎原議員 本当にその一人の人によって型違いのことをやってね、今までスムーズにいていた業務が、またその何年か前のというか複雑な仕組みにしている。もうやっぱり何度言っても机の中に入れたり、それはもう治らないんだよね。やはりそういう一人の人ののおかげによって他の人たちが迷惑しているのだから、それなりのことをしないと難しいのではないかなというふうに思っています。せっかく一生懸命皆さん合併して大空町をやっていこうというのに、一人の職員のおかげで本当に迷惑しているのではないかなというふうに思っております。

以上終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに一人のためにというようなこともありますけれども、先ほど申しましたように、誰それが悪かったから今回のことが起こったということだけで、職員の意識が過ぎ去ってしまえば、また同じような過ちを繰り返すことにもなりかねないと、そういう意味で、私は先ほど申しましたように、今回のことを自分のこととしてしっかりと受け止めていくということが、組織としてのあり方にもつながるのではないかと、そんなふうに思って職員にも話をしましたし、そのために私自身も厳しく律する必要があるだろうと、そんなことで今回の提案とさせていただいた部分もあります。

言われている気持ちについても重々わかりますけれども、組織とすればなんとかそれを立て直していくという努力を責任者として、していかなければならないという側面もありますので、努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇**樫原議員** 終わります。

◇**議 長** ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
なお票決は起立によって行います。
議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◇**議 長** 起立多数です。
したがって議案第４６号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。
これから議案第４７号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。
１２番 小島一弘議員。

◇**小島議員** 先ほどいろいろと質疑をさせていただきましたので、基本的にはもう同じことになるのですが、特に教育長の減給の関係については、先ほど総務課長の説明によると、一般職の懲戒審査の中の身内の中で決められたと、こういう話でございます。先ほども指摘を申し上げたように、担当職員の処分と、さらにその上司である担当課長を初めとして訓告ということになっております。議会側にはそう通知されておるわけでありましてけれども、そのバランスのことについてもう一度教育長に、これは教育委員長からの名前で処分を出されているということもありますから、ご本人の意見と教育委員長さんのご意見をお伺いさせていただきたいと、このように思います。

◇**議 長** 教育長。

◇**教 育 長** ご答弁をさせていただきたいと、このように思います。先ほど来、町長並びに副町長がらるご答弁をいただいているところでございますが、今回の私が管轄する職員の不祥事については本当に申しわけないと、このように監督不十分というように存じております。今回の処分についてでございますが、教育委員会から町長に審査委員会を開催していただくようお願いをいたしまして、その審査委員会の報告を町長経由で教育委員会にいただいたものに基づいて、教育委員会命での処分があったとい

うこととでございます。委員長命ではなく、教育委員会命で処分があったということと
でございます。私の処分の減給1カ月ということについても、その審査委員会のご判断
をいただいて、それに基づいて教育委員会会議の中で協議をし、そのような処分を受
けたということで私自身は重く受け止めてございます。それから当該の一般職の処分
についてでございますが、先ほどどなたか議員の方のお話にもありましたが、今回の
この未払いにかかわってですね、その内容、その未払いに至るまでのこと、それから
いろいろ本人からお話を聞いた内容等、それらを審査委員会の方に資料として始末書
等を差し上げているところでございますが、それらに基づいて審査委員会が判断をさ
れたのだと、このように私自身は受けとっているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員長 7月4日のことだと思っておりますが、懲戒処分等審査委員会より報告を
受けまして、すぐ教育委員会会議を開き、処分内容が妥当であるということで決定し
た次第であります。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 今、教育長は教育委員会命で行いましたと。別にこれはこだわるわけではあ
りませんが、私どもの手元に配られたファクスでは大空町職員の処分内容について、
以下のとおり、本日、教育委員会委員長命で行いましたのでお知らせしますとなっ
ております。同じことですからいいのですが、公文書でもうたっているというふう
に思いますので、その辺の整理がよくわからないなという印象を持ちます。さら
に、教育委員長におかれましては、非常勤であり、執行権を持っている重大な責
務ではありますが、非常勤だということで大変な心労を抱えておられるだろう
と推測はいたしますけれども、責任の重さは変わらないと、私は執行権の長と
して思いますので、今回処分のなかったことについては、自身どう思っておられ
ますか。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員長 今後このようなことがないように綱紀粛正に努め、再発防止に努
力してまいります。

◇議 長 12番 小島一弘議員。

◇小島議員 教育長からは、先ほど教育委員会命なのか、教育委員長命なのか
についての答えはありませんでした。教育委員長からは真摯な気持ちでお答え
いただいたと思っておりますが、さらに教育長にもう一度お尋ねしたいのです。
7月4日に処分が決まってから、7月5日が平成19年度の青少年健全育成社会
を明るくする運動標語入選作品に、教育長の名前で最優秀賞で賞をいただ
いております。ちなみに、作品を読み上げますけれども、大人からマナーと
ルールの良い手本と、こういうこととござい

す。今回の不祥事問題も含めて管理責任も含めて、どうお考えになっているのか、教育長からお答えを願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 前段の標語についてはですね、一町民として率直な気持ちで応募をしたということでございます。結果、最優秀というのはそうなってからわかったことで、事前に知り得なかったことでありますが、壇上にいながら、今議員がご指摘ありましたように、内心この不祥事が発覚した後でもありましたので、じくじたる思いは正直言ってございました。それから教育長としての職務にかかわってでございますが、本当にこうした不祥事が生涯学習課の中で、年間を通して18年度あったということについて、課長、補佐に対する監督指導責任というものが不十分であったと、あるいは係長や係に対するそうした指導等も不十分であったというように強く反省をしておりますし、ご承知のように平成18年度、新しい町ができた折にですね、職員にこの共同組織の共同体制と、それからマネジメントやリスクを出さないということについて、細かく方針を掲げて職員にも実際私の口からも指導もしたのでありますけれども、単に一回この話をするとか、伝えるとかということでは、なかなかそうはいかないと改めて身をもって知ったというところでありまして、今後そういうことがないようにチェック体制についても、今財政等から出されております指示、ペーパー記載内容に、さらに生涯学習課として加えて、こうしたことが起こらないような体制を敷いて取り組んでいるところでございますので、今後ともご指導、またご理解をいただきたいとこのように存じます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから議案第47号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第47号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この票決は起立によって行います。

議案第47号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◇議 長 起立多数です。

したがって議案第47号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第8 議案第48号

◇議 長 日程第8、議案第48号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番 森田暢明議員。

◇森田議員 条例改正の数字が今説明をされたところでありますけれども、まず限度額のことについてお聞きをしたいのですけれども、今参考資料の中で説明がされ、そして限度額、それから介護保険の限度額を上げて、いわゆる1,100万円ほどの予算上の赤字解消になるというところでありますけれども、その部分は、そこを何とか上げさせてもらえれば赤字というか、マイナスにならないというような説得をというか、そういう試算ができればほしかったなと思うわけですが、結果的にこの数字がいわゆる30%ぐらいの補てんにしかならないと、マイナス部分のね。ちょっとその部分に、限度額を法的には56万円までできますよとなっていますけれども、その限度額の数字をめいいっぱいのところまで上げさせてもらいたいという思いというかね。だがしかし、マイナスがそれで解消されるということでないにもかかわらず、その部分だけ上げさせてもらうというふうになった、その考え方についてちょっとお聞きしたい。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 限度額の医療分の3万円、介護分の1万円の増額につきましては、国が中間の所得層の改善が図られるように、限度額の部分を3万円、1万円、法律の改正をしたわけでございます。当然、率を変えることによって赤字分を解消できることになるのですけれども、もう一つ基金、先ほど申し上げましたけれども、1億5,000万円

程度の基金を保有しているということでございます。周辺の町村の事例では、やはり私どもの大空町と同じように1億5,000万円から、ないところでは5,000万円程度の基金の保有という状況で運営しているわけでございます。基金の積立金は、ご存知のように国保医療の剰余分を積立しているということで、片方で基金がありながら、ただ上げていくといくことではなくてですね、将来に向けては、率の部分も改善していかなければなりませんけれども、一気にではなくて、とりあえず、ことしは限度額だけ改正させていただいて、次年度以降については、またいろいろご相談をさせていただきながら、どの形が一番望ましいのか、また基金をいくら程度保有しているのが一番望ましいのか、その辺も検討させていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

◇議 長 5番 森田暢明議員

◇森田議員 旧女満別町の時代もこの国保の限度額の問題だとか、減免の問題であるとか、またそういったことを議論もしてきたところでもあります。いわゆる限度額を負担をしている階層というか、職域であったり、また所得階層、そこらの部分が、どちらかというと、滞納としてはあまり例のない農業者に多くかかわってきている部分が多いかなというふうに、私自身もそのように思っているわけですが、農業そのものも今、品目横断政策によって、いろいろ産業的にも非常に不明確な、不明瞭な一面を今過しているわけでありまして、昨年の所得に応じた数字が、本年の国保の限度額の算定の基礎になるということも承知しているわけでありまして、できればこのような状況を踏まえれば、限度額の数字は動かさない方が、僕は良かったのではないかなというふうに、社会的にこの住民の思いを代弁させていただければ、そのように思うわけでありまして、その辺のことも十分に踏まえた結果、こうせざるを得なかったのかどうなのか、そういう思いもちょっとお聞かせ願いたい。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 料金を上げるということは、非常に経費を節約しながら、それからこれから支出するであろう医療費等の抑制を図りながら、19年度会計がうまく乗り切れるかどうかということが、もちろん検討させていただいているわけでありまして、今ここで上げないで、来年になって限度額も率もということになると、もっと負担が重たくなるということも当然あるでしょうし、周辺の限度額の部分も調べさせていただいた上で、今回何とか上げさせていただきたいということで、国保運営協議会の方にもご相談をさせていただいた経過がございます。据え置きということには、なかなかない状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４８号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４８号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４９号

◇議 長 日程第９、議案第４９号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４９号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４９号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５０号

◇議 長 日程第１０、議案第５０号 平成１９年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 平成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 平成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第51号

◇議 長 日程第11、議案第51号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第51号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第52号

◇議 長 日程第12、議案第52号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 坂本一弘議員。

◇坂本議員 一点だけお伺いします。この介護保険の部分なのですが、1号被保険者と2号被保険者の部分がありますけれども、これにでているのは、両方合わせた部分ということで、介護保険の特別会計については、両方合わせた部分ということで理解してよろしいのでしょうか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 そのとおりでございます。両方合わせた分ということで...

◇議 長 7番 坂本一光議員。

◇坂本議員 この今回のその補正に出ました繰越金等々、一般会計からの繰入金等もありますけれども、繰越金が出たというところでございます。それで実際、昨年の秋、介護保険、介護報酬等の見直しがありまして、実際介護サービスを受けている人がかなり以前より不便を感じているという実態もありますし、またある一方では、ことしの6月から住民税の増税も加えまして、介護保険料、特に1号被保険者の分の介護保険料の負担が非常に重くのしかかっているという実態も耳にするとあります。それで、実際介護サービスを受けてない方からの話が多いのですけれども、やはり減免規程等々も含めまして、住民税の制度も変わったところから、これからその介護保険料の負担の見直しも改めてやる必要があるのではないかと考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 現状では、何とかやりくりはできておりますけれども、将来に向けては、やはり国ですとか、周辺の状況を見ながら、またご相談をさせていただくことになろうかなと思います。今年も18年度につきましても多少の積立金が出ておりますけれども、これがいつまでも続くとは限りません。その年の介護の支援を受ける数が増え

れば増えるど、非常に会計的には厳しくなってくるということが実態として当然のこととありますので、将来に向けては、そのことも勘案しながら、またご相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

◇議 長 7 番 坂本一光議員。

◇坂本議員 ある程度お金に余裕を持っていた方が、運営の方は楽かもしれませんが、やはりその負担をする介護を受ける立場に立ってみますと、やはりその毎月の保険料負担ですとか、そういったものは、実際、やっぱり厳しくなっているのも実態ですので、その辺も今後きめ細やかな配慮をしながら検討していただきたい、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 今後におきましては、当然データ等を収集しながらきめ細やかな対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 5 2 号 平成 1 9 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 5 2 号 平成 1 9 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 本日は、臨時議会ということで各議案のご審議を賜り、まことにありがとう

山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 本日は、臨時議会ということで各議案のご審議を賜り、まことにありがとうございます。町長になりましてから、何回となく議会に出席をさせていただいておりますけれども、きょうのように、汗をかき、口の中が渇くような議会というのは初めてだと、そんなふうに思っております。決してきょうの暑さだけではないと、そんなふうに受け止めております。先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今回の処分ですとか、対応一つ一つありますけれども、町民の皆さんにご理解をいただいくためには、今後どのような取り組みをしっかりと実施していくかということにかかっているのではないかと、そんなふうに考えてございます。今後とも、先ほど申しました決意のとおり、一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように思いますので、議員各位のまたご指導賜りますよう、この場をかりてお願い申し上げ、お礼にかさせていただきますたいと思います。まことにありがとうございました。

◇議 長 平成19年第3回大空町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 1時57分